

更なるごみの減量化に向けた取り組みについて 答申



世田谷区清掃・リサイクル審議会

平成21年9月

目次

1 諮問の趣旨・目的	
(1) 諮問の背景となる世田谷区の現状	P 1
(2) 諮問に対する検討の視点	P 3
2 区民へのより効果的な普及啓発の実施（検討1）	
(1) 世田谷区のこれまでの普及啓発施策	P 4
(2) 世田谷区の普及・啓発の課題	P 4
(3) 清掃・リサイクル審議会としての提言	P 5
① 積極的な普及啓発の継続	
② わかりやすい普及啓発	
③ 対象者別の普及啓発	
④ 普及啓発と指導との併用	
⑤ 地域との連携	
(4) 普及啓発について検討すべきこと	P 6
3 物品のリユースの拡充（検討2）	
(1) 世田谷区のこれまでの物品のリユース施策	P 1 1
(2) 清掃・リサイクル審議会としての提言	P 1 1
① 区民のリユースへの取り組みの支援	
② 小規模グループでのリユース活動の誘導	
(3) リユースの施策の拡充について検討すべきこと	P 1 2
4 家庭ごみの有料化（検討3）	
(1) 過去の清掃・リサイクル審議会での審議	P 1 3
(2) 国・全国自治体の動き	P 1 3
(3) 清掃・リサイクル審議会としての提言	P 1 4
① 幅広い視点からの検討、情報収集等	
② ごみ・資源の位置付けについての十分な議論	
③ 情報の開示と時間をかけた議論	
(4) 家庭ごみ有料化について検討すべきこと	P 1 4
5 更なるごみの減量化のために今後議論すべき項目	P 1 5
① 事業系ごみの減量・排出の適正化	
② 次世代への貯蓄という視点に立った理論構築	
③ ごみとは何か、資源とは何かについての引き続きの検討	
資料編	P 1 6

1 諮問の趣旨・目的

(1) 諮問の背景となる世田谷区の現状

平成19年10月22日、世田谷区清掃・リサイクル審議会に対し、世田谷区長より「更なるごみの減量化に向けた取り組みについて」検討するよう諮問が行われた。

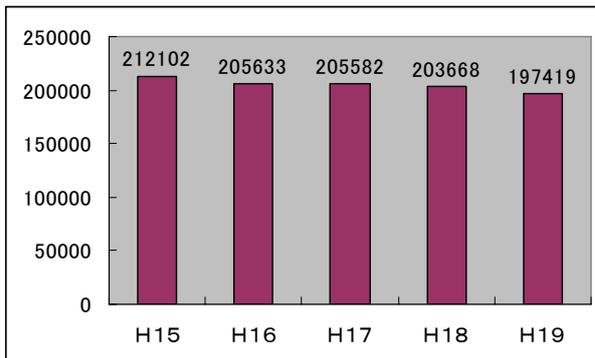
世田谷区が更なるごみの減量化を検討する背景としては、次のような状況がある。

① 世田谷区のごみ量の推移

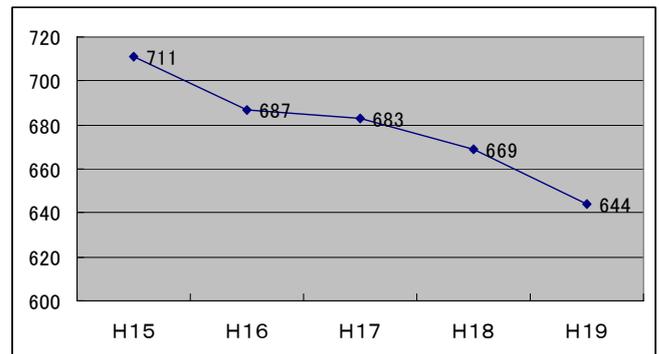
世田谷区では、平成17年3月に一般廃棄物処理基本計画を策定し、平成15年度に区民1人1日あたり711gであったごみ排出量を平成26年度までに15%減量し区民1人1日あたり605gとすることを目標としている。

平成19年度の区民1人1日あたりのごみ量は644g（平成15年度から約9%の減量。23区中9番目に少ない）となっており、ごみ減量については一定の成果を挙げてきている。

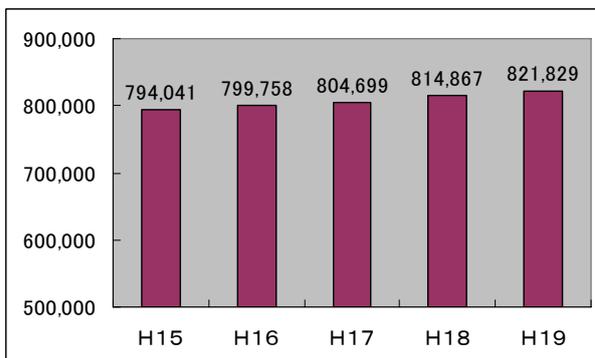
しかしながら、平成26年度までに目標を達成するためには更に区民1人1日あたり39g（平成15年度の6%相当）のごみ量を削減していく必要がある。そのためには、単に従来の施策を継続するのみではなく、従来の施策を見直し、状況に応じて新たな施策を展開するなどの不断の取り組みが必要となってくる。



【世田谷区のごみ量 (単位：トン)】



【区民1人1日あたりのごみ量 (単位：グラム)】



【世田谷区の人口 (単位：人)】

② 最終処分場の状況

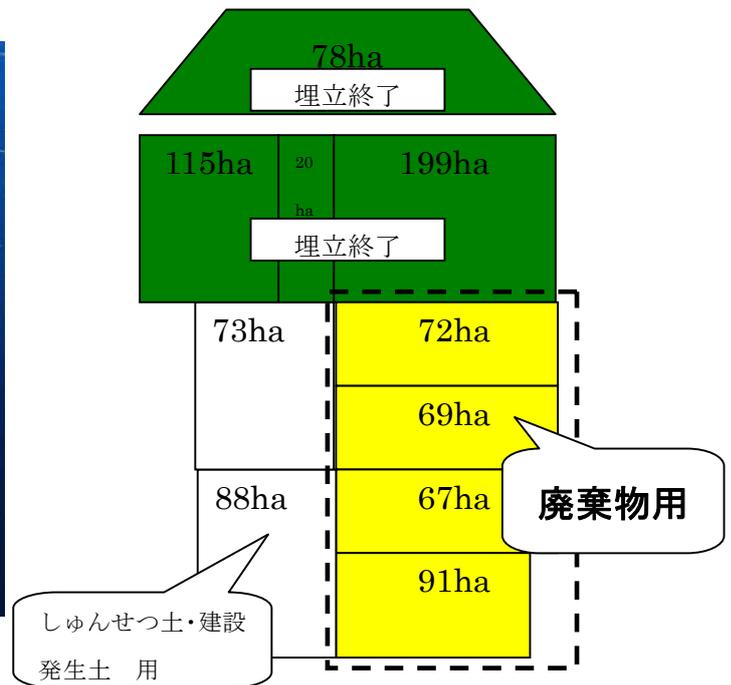
世田谷区を含む東京23区のごみは従来より東京湾の最終処分場に埋立処理されてきた。この東京湾の最終処分場は、埋立中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場を残すのみという状況となっている。

最終処分場の使用残余年数は、一時期には30年度程度とされていたが、23区によるごみの減量の取組み、従来埋立処理をしていた廃プラスチックの焼却処理化や焼却灰のスラグ化などによりあと50年程度は使用できるとされるようになっている。

しかしながら、東京湾の航路確保や他県との県境などの関係で最終処分場の区域をこれ以上拡大することは困難である。23区は最終処分場に埋立処理をする量を更に減少させることにより、この限られた施設をできる限り長期間使用し、次世代に引き継いでいくべきである。



【資料提供：東京都港湾局】

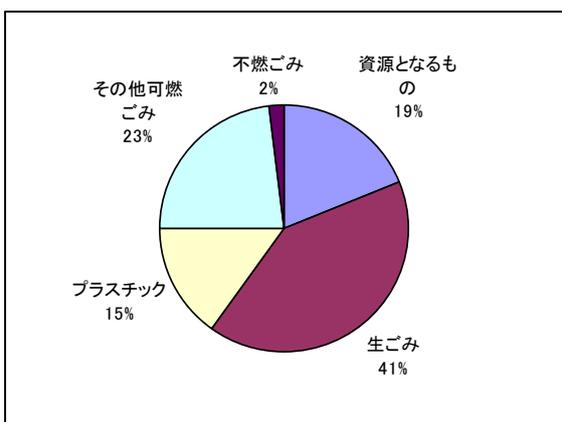


③ 資源とごみの分別の状況（平成20年11月時点）

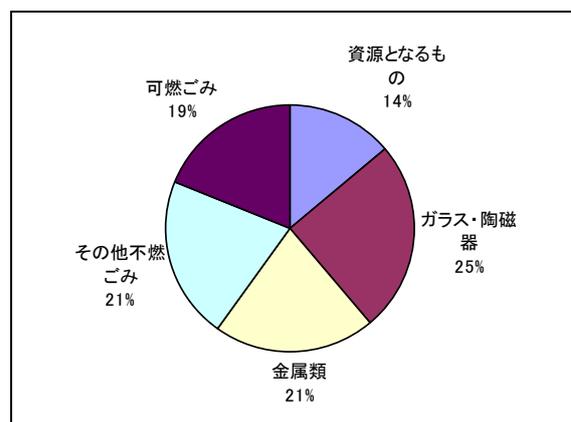
可燃ごみの19%、不燃ごみの14%が「資源」として分別すべき種類の品目であり、ごみとして捨てられている資源が少なからずある。

区民にごみの分別ルールを徹底してもらうことにより、まだまだごみを減らすことができる余地がある。

【可燃ごみの組成調査結果（重量比）】



【不燃ごみの組成調査結果（重量比）】



(2) 諮問に対する検討の視点

審議会では、更なるごみの減量のためには、ごみの発生・排出そのものを減らすことが重要であると考え、また、特に世田谷区のごみの大半を占める家庭ごみの発生・排出抑制及び資源の分別・リサイクルに取り組む必要があるという観点から、次の3つの項目について検討を行うこととした。

① 区民へのより効果的な普及啓発の実施

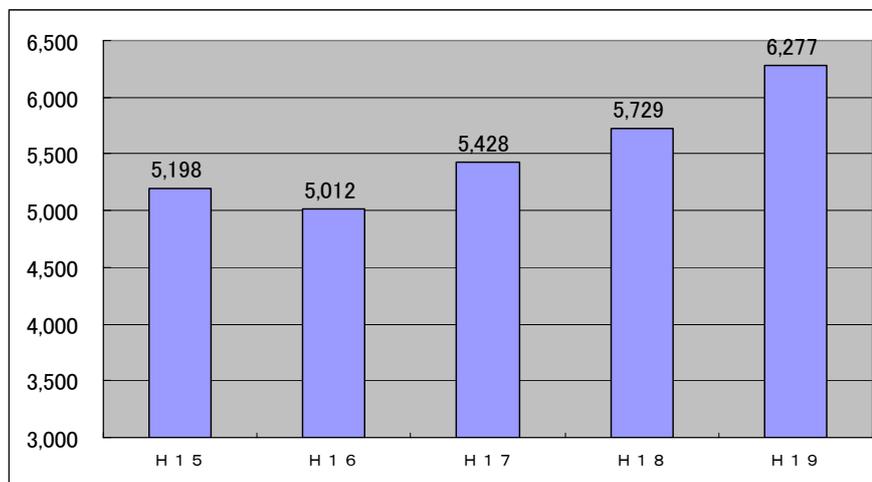
ごみの発生・排出そのものを減らすためには、区民1人1人のライフスタイルをよりごみの減量を意識したものに変えていく必要がある。

また、ごみとして出されている資源がまだ少なからずあり、資源を分別することによりごみを減らすという観点からは、区民によるごみと資源の分別の更なる徹底が求められる。

その際に重要な役割を占めるのが、広報活動・キャンペーンなどに代表される普及啓発活動である。区が普及啓発活動をより効果的に行うためには、どのような取り組みが有効かについて審議会として検討を行うこととした。

② 物品のリユースの拡充

世田谷区の家ごみの中で近年増加傾向にあるのが、家具や電気製品などの粗大ごみである。世田谷区は住民の転出入の多い自治体であり、粗大ごみの発生をリユースという形で抑制することが効果的と思われる。そこで、審議会では、家具や電気製品などが粗大ごみとして出される前にそれを必要とする区民に再度利用されるリユースの拡充の可能性について検討を行うこととした。



【粗大ごみの収集量の推移 (単位：トン)】

③ 家庭ごみの有料化

国においては、平成17年5月に経済的インセンティブ(動機付け)を活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進等の方向性を示し、平成19年6月に区市町村への技術的助言として「一般廃棄物処理有料化の手引き」を策定している。

家庭ごみの有料化については、現在多くの自治体で導入され、ごみ減量の有効な方法の一つとされている。前期の第4期審議会においても家庭ごみの有料化については一定の検討を行っているが、その後の状況の変化(有料化導入自治体の動向や他区での有料化検討の動きなど)に応じた新たな検討の視点の有無などについて審議会として検討を行うこととした。

2 区民へのより効果的な普及啓発の実施（検討1）

（1）世田谷区のこれまでの普及啓発施策

世田谷区のこれまでの主な普及啓発施策は次のようになっている。

① 区の広報紙特集号の発行	平成19年度に8回、平成20年度に8回の区の広報紙として「清掃・リサイクル特集号」を作成・発行。新聞折込で区民配付するほか、公共施設や駅などに設置
② ハンドブックの発行	資源やごみの分別方法などを詳しく記載した冊子「ごみ減量・リサイクルハンドブック」を他自治体からの転入者やイベントなどで配付
③ 児童向け冊子の発行	児童向け冊子「できることからはじめよう」を作成し、区内小学校等での環境学習の際に配付
④ ホームページへの情報掲載	世田谷区のホームページ内に清掃・リサイクル事業に関する情報を掲載
⑤ 環境学習	環境学習プログラムを整備し、区内小学校・保育園・町会・自治会・PTAなどへの講師派遣
⑥ 関連施設などでのイベント	区内2箇所の清掃・リサイクル普及啓発施設などで講座等を開催
⑦ ビデオ貸出し	区民の要望に応じてビデオの貸出・冊子の配付などを実施

（2）世田谷区の普及・啓発の課題

世田谷区は区の広報紙の清掃・リサイクル特集号を頻繁に発行するなど普及啓発に重点的に取り組んできていることについては十分に評価できるが、いくつかの課題・問題点もある。

- ① 区広報など区が作成する印刷物には、文字を中心とした様々な情報がつまりすぎていて、何を一番伝えたいのかがわかりにくい。
- ② ごみ出しのルールが守れていない区民やごみの減量に取り組んでいない区民など本当に普及啓発の対象とすべき区民は、そもそも区広報自体に興味関心がなく、手元に届いたとしても読まない。結果として、いくら区が情報発信しても伝わっていないのではないか。

(3) 清掃・リサイクル審議会としての提言

① 積極的な普及啓発の継続

区は、今後も広報紙特集号の定期的な発行など、ごみの減量に関する積極的な普及啓発を継続すべきである。同じテーマをあきらめずに、繰り返し、繰り返し、区民に訴え続けることで区民に徐々に伝わり、定着していく。

② わかりやすい普及啓発

普及啓発に際しては、わかりやすさを心がけるべきである。

区の広報紙の特集号については、一度に多くの情報をつめこむのではなく、テーマやポイントを絞って区の伝えたいメッセージが何かが明確になるようにすべきである。

また、印刷物などは、文字情報を多様せず、図やキャラクターのイラストなどを用いたり、レイアウトを工夫するなど、視覚的にわかりやすい内容にすべきである。

③ 対象者別の普及啓発

広く区民全般を対象とした普及啓発だけでなく、対象者を限定した、情報を受け取る側の状況・特性を踏まえた普及啓発の手法も講ずるべきである。例えば「子ども」「ごみ出しのルールを守れていない区民」、「高齢者」、「転入者」に対して、それぞれその特性を踏まえた積極的な普及啓発を行うことが有効である。

④ 普及啓発と指導との併用

ごみ出しのルールが守られていない区民に対しては、普及啓発に取り組むだけではなく、併せて行政による指導を積極的に行うべきである。

⑤ 地域との連携

区が単独で普及啓発を行うにとどめず、ごみ減量・リサイクル推進委員会やPTAなど地域で活動する区民や、地域でごみ減量・リサイクル活動に取り組む事業者と連携すべきである。

地域との連携により、普及啓発の幅が広がるだけでなく、区のみでは対応することが困難なきめ細やかな情報提供が可能になると考えられる。



特に子どもに対する普及・啓発が効果的

- ① 子どものうちからごみ減量・資源分別の基礎知識と習慣を持たせる
- ② 子どもからルールを教えられることがルールを守れない大人にとって、最も効果的な普及啓発となる。

(4) 普及啓発について検討すべきこと

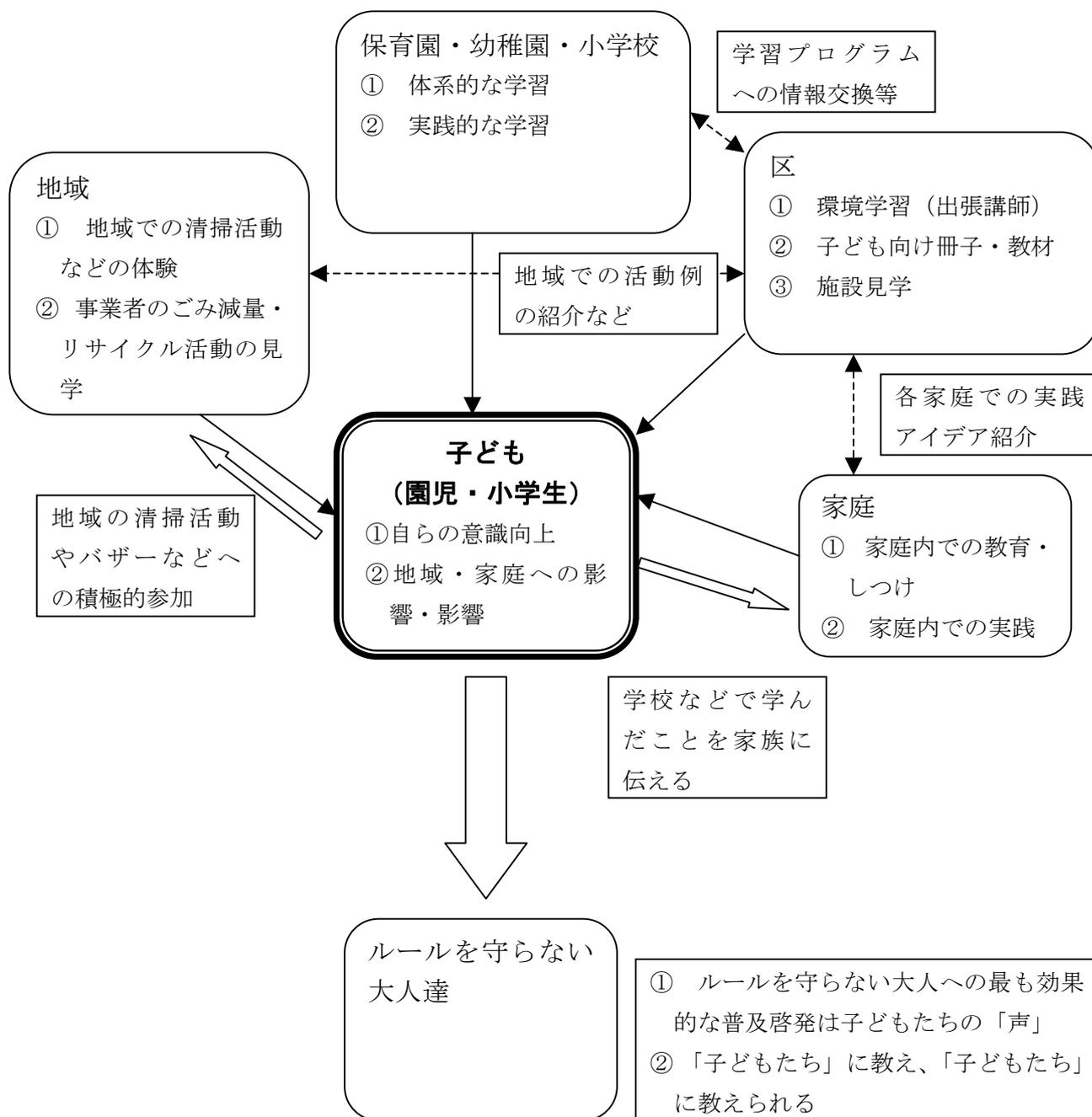
普及啓発の具体的な手法について、審議会委員より様々な意見・アイデアが出されている。今後の区の普及啓発の手法として検討すること。

① 子どもへの普及啓発について

対象	普及啓発のポイント	具体的な方法の例
保育園児 幼稚園児 小学生	① 実践や体験を通じた普及啓発 ② 地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> * 給食残渣など身近なテーマからごみ減量を考えてもらう。 * 資源の混入など実際にどのようなごみが出されているのかという典型的なモデル例を展示して見てもらう * アイデア募集・コンテスト開催 * 地球環境問題と連動した学習 * 理科・社会の授業を通じた学習 * 資源回収を実施している事業者の店舗で見学会を実施するなど実践・体験の場を提供する。 * 親などにも基本知識を持ってもらうため、PTAへの出張講座の開催やPTA広報誌での特集
中学生 高校生	① 実践的・体系的・理論的に学べるような教育プログラムの検討 ② 中学生・高校生の特性に配慮した対応 ③ より参加してもらえるよう動機付けを強める ④ 地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> * 地球環境問題と連動した学習 * 事業者のリサイクル活動の現場を実際に見てもらう。 * ごみ集積所の実態調査への参加 * ごみ集積所の掃除を年1回程度手伝ってもらう * 中学生・高校生の持つ、正しいものに対する抵抗感などに配慮した接し方・教え方をする * 中学生には家庭でのしつけも重要。整理・整頓を行わせる * 携帯メールでのごみ収集日などの情報発信（大学生など） * レジ袋の有料化 * 中高生がよく利用する店は店頭のごみ箱をいつも清潔にし、ごみをきちんと捨てやすい環境を整える * 積極的な活動をしている大学生と商店街と連携しての事業・イベント * エコボランティア活動にエコマネーが出るようにしたり、学校の単位として認定されるようにする * 親などにも基本知識を持ってもらうため、PTAへの出張講座の開催やPTA広報誌での特集

【 子どもを“キー（鍵）”とした普及啓発のイメージ図 】

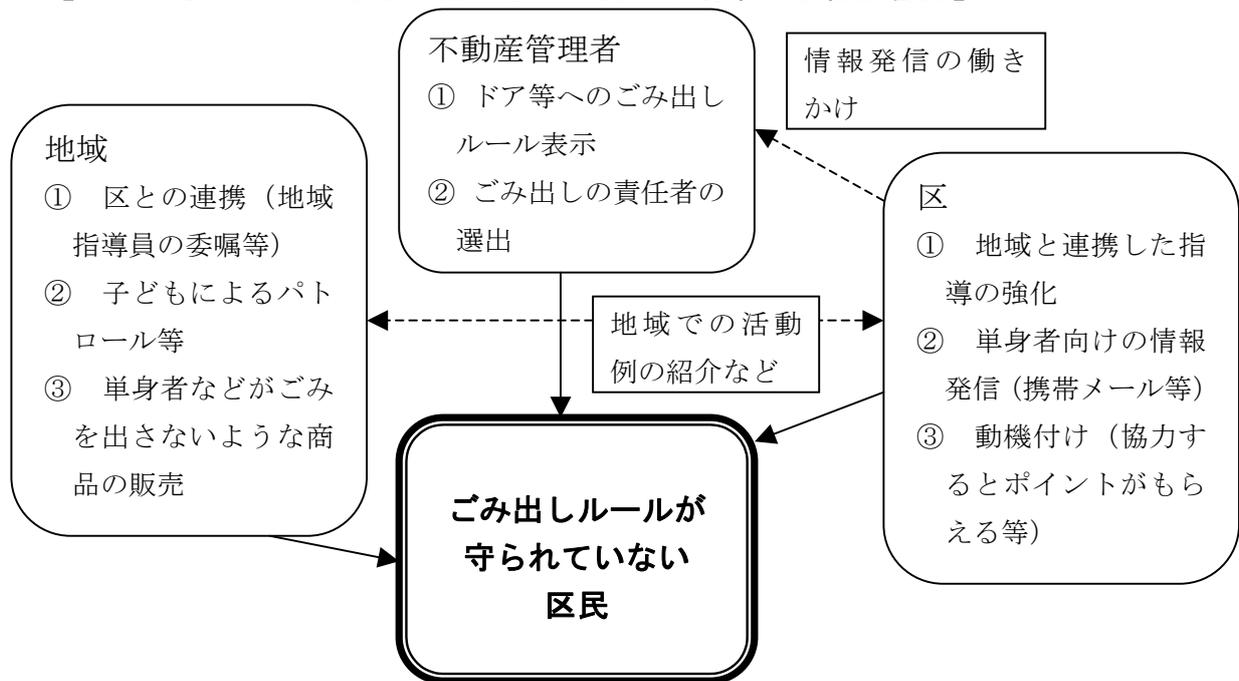
— 子どもたちに教え、子どもたちに教えられる —



② ごみ出しルールが守られていない区民への普及啓発等について

対象	普及啓発のポイント	具体的な方法の例
ごみ出しルールが守られていない区民	① 集合住宅の場合は不動産管理者を通じた対応 ② 対象者の特性を考慮した手法の検討 ③ 地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> * 不動産管理者（所有者・不動産会社等）を通じた指導 * 集合住宅のドアにごみ出しのルールや災害時避難所の場所などを記載した簡単にはがせない表示をしてもらう * 子どもを通じた啓発（子どもたちに各家庭のやり方をレポートしてもらうなど） * 規制・罰則化の検討 * 区が地域の区民を指導員として委嘱し、きめ細かな啓発と排出指導（家庭訪問によるごみGメン的活動など）をしてはどうか。 * 単身者などの生活パターンに合わせたごみ収集サービス（有料随時収集など）の新設 * 携帯メールなどでの情報発信 * 集合住宅用の掲示物の作成・掲示 * 集合住宅内でごみの担当者・責任者を決めてもらうような仕組みが必要 * 単身者などがごみを増やさないため商品の開発・販売（食材の小分け販売、容器包装の簡略化）

【ごみ出しルールが守られていない区民への効果的な普及啓発】



③ 高齢者・転入者への普及啓発等について

対象	普及啓発のポイント	具体的な方法の例
高齢者	① 口頭などによる丁寧な対応	<ul style="list-style-type: none"> * 区民ボランティアなどによる口頭での丁寧な説明、体の不自由な高齢者のごみ分別等の手伝い * 民生委員・介護サービスなど高齢者と身近に接する人物を通じた情報提供、サービスの紹介 * ケーブルテレビを通じた情報発信（高齢者には文字情報より画像情報の方が受け入れやすい）
転入者	① 転入時のきめ細やかな対応	<ul style="list-style-type: none"> * 転入受付窓口での口頭での説明 * 利用する集積所の場所の情報提供 * 転入者には収集日などの入ったカレンダーを配付するとよい * 携帯メールなどでの情報発信 * 不動産業界と連携した情報提供 * アパートなどの入居者には紹介業者・不動産業者に入居後のごみの出し方などのフォローも義務付けるべき * 集合住宅の不動産管理者に、集合住宅のドアノブに引っ越してきた際に転入者が必ず見るようにごみ出しの最低限のルールをぶらさげてもらう * 不動産情報に自治体のごみ出し情報を盛り込む * 外国籍の転入者に配慮した資料づくりも重要 * 引越し業者への協力要請をしてはどうか（転出時の粗大ごみの一括買取り、転入者へのごみだし情報提供）

④ 区が行う普及啓発の手法について

方法	今までに出されたアイデア等
普及啓発のポイント	<ul style="list-style-type: none"> * ただごみの減量をアピールするのではなく、ごみの減量がなぜ必要なのかを最終処分場の状況やコスト面や地球環境への影響の面などから区民にきちんと説明すべき * ごみ処理コストに関する普及啓発も重点的に行い、自らのごみ減量の行動が行政コストの削減に直接つながっていくというコスト意識を持ってもらい、ごみ減量につなげてはどうか？歳入歳出をグラフ化するなどわかりやすく伝える工夫も必要では？ * 分別＝ごみを減らすという発想から、分別＝資源を今後の世代のために貯蓄していくという発想に転換して普及啓発につなげてはどうか？
印刷物	<ul style="list-style-type: none"> * 印刷物を長い間手元に置いてもらうために、有料化するというのも1つの工夫である * 地域ごとにごみの状況をまとめ、比較できるようにする
カレンダー	<ul style="list-style-type: none"> * カレンダーは効果的。分別の曜日のほか、分別ルールも掲載 * 目のつきやすいところに貼って、基本ルールを確認できる
電子メール 携帯メール 情報媒体	<ul style="list-style-type: none"> * 携帯メールなどでの情報発信（ごみ収集日、ごみ減量に関するお願いなど）を検討すべきである。 * 対象者の特性を踏まえて、それぞれの対象者がアクセスする情報媒体・広報媒体を選択できるようにすることも重用
ロコミ	<ul style="list-style-type: none"> * 対象によっては、ロコミが有効。紙資料を渡しながら、言葉でも説明したり、言葉で簡単に説明して詳しくは資料を読んでくださいと言うなど * ごみ集積所に立って、ごみを出しにくる時に直接訴えるという方法も効果的ではないか
施設見学	<ul style="list-style-type: none"> * 実際に清掃工場やリサイクル関連施設を見てもらうと効果的である。福祉バスなどを活用した見学ツアーなどを実施してはどうか
その他	<ul style="list-style-type: none"> * 住民への普及啓発と同時にごみの減量にもつながる方策として、集合住宅などの郵便受けに「チラシ投函お断り」などと書いたステッカーを貼ってはどうか？ * 拡大生産者責任の視点で、なぜごみになるようなものが最初から作られるのか、それは本当に必要なのか、他に代替物がないのか、ある場合はなぜ代替が進まないのか、といったことを考える教育や話し合いの場を設けるなどの視点も必要

3 物品のリユースの拡充（検討2）

（1）世田谷区のこれまでの物品のリユース施策

世田谷区のこれまでの主なリユース施策は次のようになっている。23区においてもほぼ同じ内容の施策が行われている。

- ① 粗大ごみの展示と提供（平成19年度：展示1320点・申込20,580件）
- ② 不用品情報の紹介（平成19年度：申込551・成立192件）
- ③ フリーマーケット等の開催への後援（平成19年度：25件）
- ④ 家具・おもちゃ等の修理講座・講習会の開催など

（2）清掃・リサイクル審議会としての提言

① 区民のリユースへの取り組みの支援

今後は、区民自らがリユースに取り組むことが重要であり、区は従来の施策を区民がより利用しやすい内容に拡充することを通じて、区民のリユースへの取り組みを更に支援すべきである。

② 小規模グループでのリユース活動の誘導

学生が多く住み、転入者・転出者の多い世田谷区においては、大学生（新生・卒業生）や転勤者（転入・転出）などの個別の小さなグループの中で自主的なリユースの仕組みが効果的である。大学のサークルやPTA、消費者団体などで自主的な活動が行われるように事例紹介を行うなど導入誘導支援の方策を講ずるべきである。

(3) リユースの施策の拡充について検討すべきこと

区が現在実施しているリユース施策の拡充については、審議会委員より様々な意見・アイデアが出されている。今後の区のリユース施策として検討すること。

① 粗大ごみの展示と提供について

- * 有料化の範囲を拡大して、本当に欲しい人の手に渡るようにすべき。オークションも1つの方法
- * 年1度など定期的なオークションの開催
- * 比較的小型の粗大ごみについては、地域でのイベントでも展示し、区民に提供できるようにしてはどうか

② 不用品情報の紹介について

- * 施策自体を区民に更にPRすべきである。
例：保育園・幼稚園の保護者
- * 季節用品に絞った季節ごとのキャンペーンも効果的（入学シーズン・卒業シーズンの学用品、夏前の遊泳・キャンプ用品、冬前の防寒用品、スキー用品など）
- * 区民がより身近で情報を見ることができるよう情報の提供場所を拡大してはどうか。
例：出張所の掲示板、区施設の待合スペースの大型モニター、区施設内の喫茶店
- * 携帯電話やパソコンからリユース品の画像・品名を見れるようにしてはどうか。
- * 区民だけが参加できるインターネット・オークションの形式にしてはどうか。
- * 出張所などに区民が不用品を展示できるようなレンタルショーケースを設置してはどうか

③ フリーマーケット等の開催への支援について

- * 学校の校庭・教室、銀行、商店街の空き店舗や出張所など開催可能な場所を確認し、情報提供してはどうか？
- * 開催場所を表示するのぼり旗や区画の線引き用の道具の貸し出し
- * 売れ残り品の処分方法など、経験者のアイデアを整理し、初心者に情報提供してはどうか

4 家庭ごみの有料化（検討3）

（1）過去の清掃・リサイクル審議会での審議

第4期清掃・リサイクル審議会は、区に次のような答申を行っている。

家庭ごみの処理経費は基本的に行政の一般財源により賄われていること、また、粗大ごみや事業系ごみの処理について手数料を徴収しているが、実際の処理経費とは乖離があることを踏まえ、行政がこうした実情を明らかにし、可能な限り経費削減を図った上で、家庭ごみも含めたごみの処理に適正な負担を求めることは、自分が出したごみにそれぞれが責任を持ち、減量努力を促進することにつながる

（中略）

家庭ごみの有料化はごみの減量や環境負荷の低減に有効な手法である一方、多くの区民には新たな負担となることから、まず、区民への分かりやすい説明が重要であり、その上で、有料化による収入をごみ減量施策に活用するなど区民の目に見える形で還元することが大切であると考えます。

検討にあたっては、ごみ減量に向けた意識醸成や行動促進の重要性を踏まえ、区民の意見を十分聴くとともに、23区全体との連携を図りながら、処理原価や負担能力に応じたきめ細かな手数料の設定に留意するなど、幅広い視点から検討を進めることを提言する。

（2）国・全国自治体の動き

① 国の動き

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成17年5月）

⇒ 経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平化及び住民意識の改革を進めるため、一般廃棄物の有料化の推進を図るべきである

「一般廃棄物処理有料化の手引き」を都道府県・市町村に通知（19年6月）

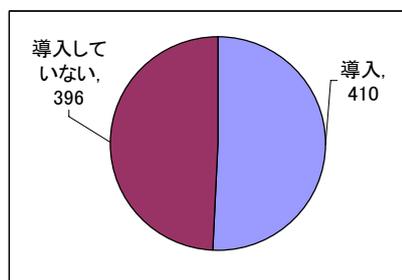
② 全国自治体の動き（平成20年11月時点）

市・区レベルで50.9%が有料化

（806市・区中、410市）

※ 区市町村レベルでは、58.1%

（1805区市町村中、1048市町村）



③ 23区その他区の動き

中野区 有料化導入に向けた具体的な検討を区として表明

杉並区 一般廃棄物処理基本計画に「2010年度の実施を視野に検討」と記載

豊島区 条件付で有料化導入が必要との審議会答申（平成20年10月）

(3) 清掃・リサイクル審議会としての提言

第4期清掃・リサイクル審議会の答申後の国や全国自治体の動向を踏まえ次のように提言する。

① 幅広い視点からの検討、情報収集等

家庭ごみの有料化に関する基本的な考え方は、前期審議会と同様であり、区としては、十分に幅広い視点から検討を進めるべきである。

区は、家庭ごみの有料化について、国や東京都の動向、全国自治体の実施状況、近隣自治体の動向や制度面などにおいて情報収集・研究を進めておくべきである。

② ごみ・資源の位置付けについての十分な議論

家庭ごみの有料化に際しては、まず何を「ごみ」と位置づけ、何を「資源」と位置付けるかについて十分な議論をすることが必要である。

③ 情報の開示と時間をかけた議論

区民に対しごみ処理コストや最終処分場の状況などのあらゆる情報を十分に開示し、時間をかけて議論を行うことが重要である。

(4) 家庭ごみ有料化について検討すべきこと

家庭ごみ有料化の検討を行う際に、制度面・運用面で十分に検討すべき項目として、審議会委員より次のような意見が出されている。今後、区が家庭ごみ有料化の検討をすることとなった際には、十分な検討を行うこと。

区が家庭ごみ有料化を検討する際に区が検討すべきこと

- * ごみを減らすための他の方法がないか
- * 手数料設定（資源も有料化するかどうかを含む）・手数料の徴収方法
- * 徴収した手数料の区民への還元
- * 不適正排出対策・不法投棄対策
- * リバウンド対策
- * 区民に家庭ごみ有料化の意義（発生抑制・減量効果、負担の公平、意識改革効果、行政の負担軽減など）をどのように伝えていくか

5 更なるごみの減量化のために今後議論すべき項目

第5期清掃・リサイクル審議会では主に家庭ごみの減量について、普及啓発・リユースの推進、家庭ごみの有料化という観点から議論を行なってきたが、今後、区が更なるごみの減量化のために検討すべき項目について提言する。

① 事業系ごみの減量・排出の適正化

事業系のごみについては、世田谷区内での排出量が十分に把握されていないので、区は、まず把握の方法を確立したうえで、事業系ごみの排出状況进行分析し、効果的なごみ減量や排出の適正化の手法を講ずるべきである。

② 次世代への貯蓄という視点に立った理論構築

区民に対して、ごみの減量や資源の分別を訴えるに際して、次世代への貯蓄という視点で理論構築を行うことが有効である。

資源や最終処分場は限りあるものであり、現在を生きる我々はその限りあるものを可能な限り有効に利用し、枯渇させないようにして、次世代に引き継いでいく＝子どもたちや孫たちなどの後の世代のために貯蓄しておこうという観点で様々な施策を展開するべきである。

③ ごみとは何か、資源とは何かについての引き続きの検討

プラスチックなどを含む様々なごみ・資源の取扱いについて、今後も区民に情報を適切に公開し、ごみとは何か、資源とは何かについて、区民とともに様々な視点からの検討を行うべきである。

資料編

1 世田谷区清掃・リサイクル審議会委員名簿

(敬称略)

学識経験者	◎ 早川哲夫	麻布大学 教授
	やま 山田まさ人	国立環境研究所 主任研究員
	まつ なみ 松波 淳也	法政大学 教授
	やぶ た 藪田 まさひろ 雅弘	中央大学 教授
区民代表	○ 後藤しょう三	世田谷区町会総連合会
	ほり いけ 堀池 たもつ 有	ごみ減量・リサイクル推進委員会
	まつ しま 松島 ミス子	世田谷区消費者団体連絡会
	もり 森 美佐子	世田谷区消費者団体連絡会
	いっ ほうし 一法師 のぶ お 夫	区民委員
	か の う 加名生 あつ子	区民委員
	さい とう 齊藤 よし 義 より 順	区民委員
	との ざき 外崎 たかし 隆	区民委員
事業者代表	く ぼ た 久保田 ひで ふみ 英文	東京商工会議所世田谷支部
	さい き 斉木 いく こ 子 郁子	世田谷区商店街連合会
	おか だ 岡田 のぶ たか 延孝	社団法人世田谷工業振興協会
	たか はし 高橋 たく じ 拓司	世田谷区農業青壮年連絡協議会
	あ べ 阿部 こう じ 光司	日本チェーンストア協会関東支部

◎会長 ○副会長

(参考) 清掃・リサイクル審議会に参加しての感想

- * 世田谷区清掃・リサイクル審議会には、それぞれの立場の方が委員として出席され、立場の代弁者的意見が多く出されていたと思います。
ごみ問題の基本は家庭ごみにあると思います。
また、ごみ問題は、住民一人一人の自覚によるところが大で有ると云わざるを得ないでしょう。
ごみ減量対策や、リサイクル問題に的を絞られていた感もありますが、現在の廃棄物問題全般から見れば、他にも重要な問題がまだ、いくつも残っていると思います。まず産業廃棄物はゆうに及ばず、有害性・爆発性・感染性の高い廃棄物、医療系廃棄物等をめぐる問題等もあるのではないのでしょうか。
いずれに致しましても、今後は世田谷区民の一人として設定された減量目標の数値に対し、更に減らせる努力をいたし、増える行為は意識して慎みたいと思っております。
(一法師委員)

- * 審議会に参加して、その答申に満足しています。
私個人としては、それなりに意識を持って清掃・リサイクル問題を捉えておりましたが、この審議会を通して問題の重大さを改めて知り、委員を終えたこれからも区民の一人として環境問題と共に考えていきたいと思っております。
伝統的・地域的な連携が希薄になった社会で、老若男女が考え合い、育て合い、つながっていける問題です。道は遠いと思いますが、地道な活動が実を結ぶと信じます。
審議会の皆様、ありがとうございました。(加名生委員)

- * 東京で最大の区であり、住環境的にはある種のブランド地区である世田谷区は、これまで行政のリーダーシップと住民の協力でごみ削減に成果を上げてきた。今回委員は要因毎にかなり突っ込んだ解析を行い、対策を議論した。その間、強く感じた事は、やる事は我々区民の為であり、やるのは区民一人一人であるという事であった。今後の削減施策はかなり難易度は高いが、住民と行政が一体になれば、目標の605g/人・日は到達できると確信した。(齊藤委員)

- * 2年間の期間があると毎回の審議会に参加してきましたが、あっという間に2年が過ぎていました。この間、様々の分野で活躍されている人のご意見も聴くことができ、大変参考になったことに感謝しております。
この間の審議答申事項が無駄にならないよう区民が賛同し、実践に参加してもらえるかが気になっています。
ごみ問題は、単にごみの処理にとどまらず、環境も含む大きな問題になっています。ごみ問題にかかわる区民、事業者、行政は「資源化し、ごみを減らそう」と努力している一方で無関心な人もいます。この状況から少しでもごみ減量をするには「排出者責任」を明確にし、「ごみの適正分別」を可能にすることと考えています。(松島委員)

- * 1 答申の中に「ごみ出しルールが守られていない区民への効果的な普及啓発」として大きく取り上げられていることが、地域でごみ減量・リサイクルに微力ながら活動している一人として、今後とも頑張らなければならないと意を強くしました。
- 2 ごみ減量・リサイクル推進委員会は、各出張所、まちづくり出張所に、それぞれ40名近くの委員が委嘱され構成されている訳ですから、この組織力をより活用すべきと思います。
- そして、活動に対する顕彰制度などは、各委員の動機付けのひとつになることは確かだと思います。
- 3 清掃工場やリサイクル施設へのアクセスが現状便利とは云えません。
- 見学の機会を増やすことにより、区民のごみ・リサイクルに対する意識は変わるものと思いますので、考慮いただくことを提案します。
- 4 地域で古着回収、フリーマーケット、リサイクルフェアなどの活動を行うとき出張所の職員は勿論ですが、他に区役所の他部門から援助職員の方々が手伝いに来てくれます。その職員の感想として「区民と一緒に仕事をした達成感を覚える」と多くの方が述べられております。当方も援助職員と一体になって活動できると何時も感謝しているところです。大変なこととは思いますが、今後とも続けていただくようご配慮をお願いします（匿名希望）

2 諮問文

諮 問 第 5 号
平成19年10月22日

世田谷区清掃・リサイクル審議会 様

世田谷区長 熊 本 哲 之

世田谷区清掃・リサイクル条例（平成11年12月世田谷区条例第52号）に基づき、
下記のとおり諮問いたします。

記

諮問事項 更なるごみの減量化に向けた取り組みについて

1 諮問事項

更なるごみの減量化に向けた取り組みについて

2 諮問理由

世田谷区は、平成17年3月に一般廃棄物処理基本計画を策定し、平成15年度の区民1人1日あたりのごみ排出量711gから平成26年度に向けて15%減量し605gとすることを目標とし、ごみの発生・排出抑制に取り組んでまいりました。

結果として、平成18年度においては、区民1人1日あたりのごみ量は669gと6%の減量を達成しておりますが、これは、主として区民のみなさんによるごみの分別の徹底と資源回収への協力によるところが大きいものと考えております。

しかしながら、人口の増加や粗大ごみの増加などの状況もあり、世田谷区におけるごみの総量の減少傾向は鈍化しつつあります。最後の処分場である中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場を少しでも長く利用していくためにも、さらにごみの減量を図らなければならない状況にあります。

このような状況を踏まえ、区ではごみを減らす取り組みを行ってきたところですが、主として発生・排出段階において更なるごみの減量化に向けた取り組みをいかに行うべきかについて、ご審議いただきたく、ここに諮問するものであります。

3 世田谷区清掃・リサイクル審議会審議経過

開催日		内容
第1回	平成19年10月22日	<ul style="list-style-type: none"> * 傍聴及び資料等の取扱いの確認 * 諮問「更なるごみの減量化に向けた取り組みについて」 * 区清掃・リサイクル事業に関する聴取
第2回	平成19年12月3日	<ul style="list-style-type: none"> * 施設視察 不燃ごみ処理センター、粗大ごみ破碎処理施設、中央防波堤外側埋立処分場、新海面処分場など
第3回	平成20年3月14日	<ul style="list-style-type: none"> * 区清掃・リサイクル事業に関する聴取 * 従前の審議会答申に関する聴取
第4回	平成20年5月22日	<ul style="list-style-type: none"> * 諮問事項の審議 審議会で検討すべき課題・論点ほか
	平成20年5月22日	<ul style="list-style-type: none"> * 施設視察（希望者） 世田谷清掃工場、資源循環センターリセタ、エコプラザ用賀
第5回	平成20年7月10日	<ul style="list-style-type: none"> * 諮問事項の審議 審議会で検討する論点・テーマの確認 区民へのより効果的な普及啓発の実施について
第6回	平成20年10月23日	<ul style="list-style-type: none"> * 諮問事項の審議 区民へのより効果的な普及啓発の実施について 物品のリユースの拡充について
第7回	平成20年12月12日	<ul style="list-style-type: none"> * 諮問事項の審議 区民へのより効果的な普及啓発の実施について 物品のリユースの拡充について
第8回	平成21年3月17日	<ul style="list-style-type: none"> * 諮問事項の審議 家庭ごみの有料化について
	平成21年6月30日	<ul style="list-style-type: none"> * 答申原案 主に電子メール・郵送を通じた検討
	平成21年8月10日	<ul style="list-style-type: none"> * 答申原案（修正案） 主に電子メール・郵送を通じた検討
	平成21年8月25日	<ul style="list-style-type: none"> * 答申原案（再修正案） 主に電子メール・郵送を通じた検討
第9回	平成21年9月3日	<ul style="list-style-type: none"> * 答申「更なるごみの減量化に向けた取り組みについて」

更なるごみの減量化に向けた取り組みについて
(世田谷区清掃・リサイクル審議会答申)

世田谷区清掃・リサイクル審議会 平成21年9月発行

(事務局：世田谷区清掃・リサイクル部管理課)

〒154-8504

世田谷区世田谷4-21-27

電話 03(5432)2992

FAX 03(5432)3058

e-mail sea02239@mb.city.setagaya.tokyo.jp

※ 審議会答申は、世田谷区ホームページからもご覧いただけます。

[世田谷区ホームページ](#)⇒[暮らし・生活](#)⇒[ごみ・リサイクル](#)

⇒[清掃・リサイクル審議会](#)⇒[清掃・リサイクル審議会（諮問第5号）](#)

